

入札説明書

この入札説明書は、「とこしえハウス西棟 新築工事(以下「本工事」という。)」一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

また、本工事は令和8年度社会福祉施設等整備事業補助金対象の事業であるため、国並びに長野県の社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱により、長野県が行う一般競争入札などの契約手続の取扱い及び長野県の財務規則等に準拠するものとします。なお、工期の延長は行いません。(補助金の対象はグループホームのみとなります。)

1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 入札参加者に必要な資格

入札公告に示すとおり

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、設計図書、長野県建設工事標準請負契約約款、この入札説明書及び入札公告等を熟覧し、承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該設計図書等について疑義がある場合は、別記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後設計図書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を別記2に掲げる日時、場所において直接提出しなければならない。郵便、電話、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の手続については、別記2のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各項目に掲げる事項を記載した別紙様式による入札書を提出しなければならない。

ア 工事名

イ 工事箇所名

ウ 入札金額

エ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)

オ 一般競争入札参加申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

カ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (6) 代理人が入札書を提出する場合は、委任状を入札執行前に提出すること。なお、すべての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。

- (7) 入札に際し、当該工事等に係る工事費内訳書を提出しなければならない。なお、工事費内

訳書の積算価格と入札書の入札金額は原則として一致しなければならない。第1回入札時には、入札書に工事費内訳書(入札書に記載した金額と一致)をホチキス留めして提出すること。

(8) 工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。ただし、一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

ア 設計図書(いわゆる金抜設計書)のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したもの

イ アと同等の項目が含まれる独自様式によるもの

(9) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(10) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書替え、引換え又は取消しをすることができない。

(11) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(12) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(13) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、本工事等の総額について見積るものとする。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を記載しなければならない。

(14) 入札参加者又はその代理人は、請負代金の前金払の有無、部分払の有無、支払回数等の契約条件を建設工事請負契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

(15) 入札回数は2回とする。開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。ただし、第2回の入札を行っても落札者がいない場合は、第2回目の最低入札者と随意契約をする。なお、この場合の見積り回数は2回を限度とする。

(16) 開札の日時及び場所は、別記2のとおり。

(17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会えないときは、入札執行事務に関係のない事業所の職員を立ち会わせてこれを行う。

(18) 入札経過書の立会人欄には、松本保健福祉事務所福祉課職員が署名するものとする。

(19) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場に入場することができない。

(20) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。

(21) 入札参加者又はその代理人が、次の各項目に該当する者の場合は当該入札会場から退去させる、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者

(22) 入札参加者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。

(23) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞

退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

ア 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日まで）に到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(24) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 入札保証金

納付を免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければならない。

ア 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

イ 発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき

ウ やむを得ない事情と事業代表者が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき

5 前金払及び部分払

(1) 長野県建設工事標準請負契約約款に準拠する。

(2) 着工前金払は全体の 1/3(税込)、上棟時中間前金払は着工前同額の 1/3(税込)、竣工時残額全ての部分払の 3 回払いとする。

6 無効の入札書

入札書で次の各項のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

(1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

(2) 同一人が入札した 2 通以上の入札書

(3) 入札人が協定して入札した入札書

(4) 本工事名及び入札金額のない入札書

(5) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書

(6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書

(7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正に印の押してない入札書

(9) 入札書と工事費内訳書の金額が相違する入札書

(10) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない松本保健福祉事務所福祉課職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 最低入札価格は行わない。そのため、低入札価格調査制度も適用されないものとする。
- (5) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (6) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- (7) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、一般財団法人 とこしえ文化事業団ホームページに掲載する。
- (8) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (9) 落札者は契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、届出書を既に提出している等、事業代表者が必要ないと認めたときは、この限りではない。
- (10) 契約に要する経費は落札者の負担とする。
- (11) 長野県の社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱第 4 (8) の規定により、当該工事を一括して第三者に請け負わせる、第三者委託については禁止とする。

8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するとき又は長野県の財務規則（昭和 42 年 1 月 30 日規則第 2 号）第 143 条に定める各号に該当するときは、これを納めないことができる。
 - ア 契約人が保険会社との間に事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があつたとき。
 - ウ 契約人が金融機関等とこの契約による債務の履行を保証する工事履行保証契約を締結したとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該納入期限日の翌日以後の日であるときは、当該納入期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額)
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、事業代表者に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとする。
- (5) 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- (6) 契約保証金には利子を付さないものとする。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以内(休日を含まない、なお契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで)に契約書の取り交わしをするものとする。
- (2) 契約書の作成については、長野県の財務規則第140条に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。
- (3) 紙による契約書の場合、契約書はまず、落札者が契約書に記名して押印し、さらに受注者が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。なお、受注者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 受注者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

長野県建設工事標準請負契約約款に準拠する。

11 契約人に求められる義務

- (1) 工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める履行期間の初日も同日とする。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日（履行期間の初日）から起算して30日以内に、工事の着手（工事開始日以降の実際の新築工事のための準備（現場事務所等の設置又は測量をいう。））、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場制作を含む工事における工場制作工のいずれかに着手することをいう。）をしなければならない。
- (3) 契約人は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者、並びに、工事現場における施工体制の把握要領に規定する技術者を配置しなければならない。
- (4) 受注者は契約した工事に下請契約を締結して施工するときは、その下請けの状況を文書で報告しなければならない。
- (5) 配置する主任（監理）技術者及び現場代理人は、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係（開札日以前 3 か月以上の雇用）がなければならない。

12 入札者に事前に確認を求める事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別記 5 に示す書類を提出しなければならない。
- (2) 前項について、別記 5 の(2)にあたる期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

13 その他必要な事項

- (1) 本工事の実施事業者の名称及び所在地は、別記 2 のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本工事に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本工事に関しての照会先は、別記 4 のとおり。
- (4) この入札説明書及び入札書等の様式は一般財団法人とこしえ文化事業団のホームページ（<https://www.tokoshie-house.com>）からダウンロードできるものとする。
- (5) 令和 8 年度社会福祉施設等整備事業の補助金の対象はグループホームのみとなる。

(別記)

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

とこしえハウス西棟 新築工事

(2) 工事箇所名

長野県安曇野市穂高有明 7550 番地 38 他

(3) 仕様等

設計書及び仕様書によります。

(4) 工事概要

木造 1 階建て新築工事

(5) 履行期間

工事開始日から令和 9 年 2 月 28 日まで（諸官庁検査済証取得含む）

工期の延長は行いません。

2 入札手続等

(1-1) 入札参加資格確認書類提出及び回答

令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時までに一般財団法人 とこしえ文化事業団へ提出すること。

持参またはメールによる提出以外は認められない。

メールの場合は、押印付きのものを入札日当日提出すること。

（所在地）〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明7550番地 7

（事業者）一般財団法人 とこしえ文化事業団敷地内のとこしえ歯科医院受付 宛

(1-2) 参加資格審査結果通知

令和 8 年 9 月 14 日（月） 電話にて各社に通知

(2) 入札及び開札の日時

（日 時）令和 8 年 9 月 17 日（木）午後 5 時 30 分

（場 所）〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明7550番地 7

とこしえ歯科医院 会議室にて

（立会人）松本保健福祉事務所福祉課職員が立会う。

（留意事項）本人であることが確認できるものを持参すること。

代理人が入札書を提出する場合は、委任状を入札執行前までに提出すること。

3 設計図書等を示す場所と及び入手先

期 間：令和 8 年 9 月 3 日（木）から令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 5 時まで

閲覧方法：長野県安曇野市穂高有明7550番地 7

とこしえ文化事業団敷地内 とこしえ歯科医院 会議室にて自由閲覧可能

入手方法：長野県松本市島立 1814 番地 （有）横内建築設計事務所

電話番号：0263-47-5662 ※電話連絡のうえ、来所のこと。

4 本工事に係る質問及び回答、設計図書等の照会先

(1) 設計図書等に関する質問等受付

期 間：令和8年9月4日（金）から令和8年9月10日（木）午後12時まで

必要書類：一般競争入札質問書1部（持参またはメールにて提出）

持 参 先：〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明7550番地7

一般財団法人 とこしえ文化事業団敷地内のとこしえ歯科医院受付 宛

Eメール：tokoshie@galaxy.ocn.ne.jp

(2) 質問回答の期日・方法

日 時：令和8年9月11日（金）午後5時までに

方 法：質問者全員にメールにて回答

5 書類の提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書1部

イ 入札参加資格要件審査書類総括表1部

ウ 本工事に係る公告に掲げる入札参加資格を有することを証する書類

エ 配置予定技術者等通知書及び資格証の写し

(2) 提出期限

令和8年9月11日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

提 出 先：〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明7550番地7

一般財団法人 とこしえ文化事業団敷地内のとこしえ歯科医院受付 宛

Eメール：tokoshie@galaxy.ocn.ne.jp